

意見の要旨と町の考え方

意見者番号	意見番号	全体資料中の該当ページ	意見の要旨	町の考え方	計画への反映
1	1	その他	計画の内容が専門的で難しく、また体裁も字が小さかったり、細かいので一般の住民に読んでもらうものとなっていない。	各種計画の内容を示す場合には、その対象範囲について具体的事項を記載するため、専門的かつ詳細な内容も出てまいります。ご指摘の点については、パブリックコメント時に概要版を併せて作成しておりますので、今後も計画の全体像等については概要版を活用していきたいと考えております。	原案のとおり
1	2	その他	計画策定に関わった教員、職員は何名でしょうか。	本計画の策定にあたっては、教育委員会の職員にとどまらず広く意見を聴取しておりますので、実数としては特に把握しておりません。また教員につきましては、教育委員会には、「指導主事」という教育現場の経験をもち、現場の学習指導等への相談や指導・助言を行う立場の職員が関与しておりますので、現場の意見も十分に反映できているものと考えています。	原案のとおり
1	3	その他	計画を実行性のあるものにするために、現場との意思疎通等、実行状況の確認が必要であり、その中で課題を明確にし、その後の対応を確実に実施していくべき。	本計画の進行管理をPDCAサイクルに沿って行うにあたっては、本計画に基づき、年度ごとに重点施策を作成し、取組を実行・推進するとともに、各学校への定例訪問や関係機関との定例会議を通じて実態把握を行います。また、教育委員会が実施している事業について、毎年度、点検と評価をして、それに対する課題や方向性などの検討を行います。併せて、外部の学識経験者による外部評価を実施し、必要に応じて事業の見直しや改善を行います。	原案のとおり
1	4	P12	外国人指導者導入の理由や趣旨は？子どもたちの視点で必要でしょうか。	今日、グローバル化の進展に伴い、ますます外国語によるコミュニケーション能力が、一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされています。また、新学習指導要領により小学校外国語教育の早期化・教科化など、外国語教育の重要性が増すとともに、小学校の外国語に関する授業時数も増加しています。さらに、町の子どもの視点としても、子どもたちの外国語教育に対するニーズが高い調査結果が出ています。「使える外国語」の習得のためには、授業はもちろん、各校1名の外国人指導者を配置し、外国語の授業の質の向上に加えて、共に生活を送る中で外国人と実際に話す機会や生活体験を確保し、外国語によるコミュニケーション能力を育むことが必要です。	原案のとおり
1	5	P12	英語力習得に必要な時間が足りているか。	国の新学習指導要領に基づく外国語の授業時数に加えて、他教科等への外国人指導者の参加のほか、行事や部活動、休み時間など、日常の学校生活を通じて外国語による実際のやり取りの機会を充実させることで、外国語によるコミュニケーション能力を育んでいきます。	原案のとおり
1	6	P12	夏休み期間での短期留学を実施するのはどうか。	県内で初めて公立の全小・中学校に外国人指導者を常駐配置することにより、小学校の全ての外国語の授業をはじめ、他教科等への外国人指導者の参加や、行事や部活動、休み時間など、日常の学校生活を通じて外国語による実際のやり取りの機会を充実させています。また、夏季休業中に「さむかわイングリッシュキャンプ」として、英語講座を実施するとともに、令和4年3月に東京都にある英語体験施設「Tokyo Global Gateway」への公募バスツアーを予定しています。これらの取組により、子どもたちに国内にしながら日常的に留学に近い体験を広く提供することができると考えています。	原案のとおり

意見者番号	意見番号	全体資料中の該当ページ	意見の要旨	町の考え方	計画への反映
1	7	その他	学習指導要領に基づく教育を行うことは大切だが、寒川町独自の取り組みを目指すことも必要ではないか。	学習指導要領は、国会で制定された「学校教育法」の規定をうけて「学校教育法施行規則」で定められており、法体系に位置付けられていることから、学習指導要領に基づく教育を行うことは重要と考えております。しかしながら、ご指摘のとおり町の子どもたちの実態に応じて町独自の取組を実施することも必要です。そこで、町の子どもたちの実態を踏まえ、グローバル教育の推進をはじめ、国に先行し実施している少人数教育の推進、心理士や特別支援学級補助員などの配置による教育相談活動及び特別支援教育の充実など、今後も様々な取組を独自に実施していきます。	原案のとおり
2	8	その他	「福祉教育」という言葉が謳われなくてよいのか。福祉教育の重要性を明記すべき。	学校教育においては、総合的な学習の時間や「特別な教科 道徳」を通して、福祉教育に取り組んでおります。その中で人権、思いやりやいじめの問題・情操教育、福祉教育について考え、議論し、児童生徒一人ひとりが道徳的価値観を見つけられるよう、指導しており、福祉教育の重要性も認識しています。今後も引き続き、豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成を図っていきます。	原案のとおり
2	9	その他	新たな項目（外国語教育やICT教育）が加わり他の教科とのバランスが十分に議論されたのか。	学校教育が長年その育成をめざしてきた、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」は、時代を超えてめざすべきこと（不易）であり、継続して育んでいかなければなりません。併せて、時代の変化に柔軟に対応していくこと（流行）もまた、教育に課せられた課題です。これからの社会の変化を展望しつつ、教育について絶えずその在り方を見直し、改めるべきは勇気を持って速やかに改め、将来子どもたちに必要な資質・能力を育ていくことも大変重要なことです。このように、教育における「不易」と「流行」を十分に見極めつつ、教育振興基本計画(案)の検討を進めたところです。	原案のとおり
2	10	P13	情報教育においても外国語教育と同様に専門の指導者の充実を図るべき。	GIGAスクール構想において導入されたタブレット端末につきましては、授業改善を実現するための一つのツールであります。そのため、児童・生徒が授業のねらいを達成するために、ICT端末機器を効果的に活用していくことが大事であります。そのねらいを達成するため、ICT支援員を導入し、教職員のICT技術の向上を図ったり、支援したりしながら、各教職員の資質向上を図っていきます。	原案のとおり
2	11	P13	「クラウドを活用した授業」とありますが、クラウドを使うかどうかはツールの問題で、なぜクラウドなのかがよく分かりません。	P12「GIGAスクール構想」の実現に向けて～に記載がある通り、国から提唱された「GIGAスクール構想」においては、「1人1台のタブレット、高速大容量ネットワーク、クラウド」を授業で活用し、情報活用能力や資質・能力を育成することが求められております。この国の指針に則り、寒川町においても、クラウドを活用した学習展開の充実を図っていきます。	原案のとおり
2	12	その他	少子化に伴い1学年1クラスという学校も出てくると予測されますが、学区の再編を含めた審議は計画に入れなくてもよいのか。	今後の町の良好な学校教育環境の実現に向けた、町立小・中学校の適正な規模及び配置等については、別途、町民、学校関係者及び外部有識者等が参加する「寒川町立小・中学校適正化等検討委員会」で検討されることとなっております。	原案のとおり

意見者番号	意見番号	全体資料中の該当ページ	意見の要旨	町の考え方	計画への反映
2	13	P2	すでに令和3年度も半年経過しようとしているにも拘らず、4か月を過ぎた現時点でパブコメを求めるのは遅くはないでしょうか。	令和3年度からスタートする本計画の策定にあたっては、昨年度からその作業を進めてきましたが、同じく今年度からスタートする「寒川町総合計画2040」の策定に合わせて、施策の方向性や内容等の整合を図りながら進める必要があったことや、同計画の策定に合わせて行われた町全体の組織の見直しの結果によっては、教育委員会の所管事務が変わることも考えられたことから、当初の策定スケジュールを変更しました。	原案のとおり
2	14	P9	表中3「心身共に健やかな・・・」③給食センターの整備」はすでに施設も出来上がり、事業開始に向けて進行されているのではないですか。なぜ、わざわざ「センター整備」を項目に入れるのですか。	ご意見としていただいたとおり、施設整備に関しては令和5年2学期を目途とした給食提供に向けて進んでおります。しかしながら、学校給食は提供することだけを目的としているわけではなく、センターを活用した食育の推進等、運用面を十分に検討する必要があります。それら運用に関しては、現在鋭意検討している段階であるため、本計画の項目としました。	原案のとおり
2	15	P17	人権問題の項目に「ジェンダー」について触れなくてもよいですか。特に中学生になるとジェンダー問題は話をしておく必要がありませんか。	P16に「人権とは、『人が人間らしく生きていくために絶対不可欠な、誰もが生まれながらに持っている様々な権利』です。そして、『人間の尊厳』と『人間の平等性』という2つの価値に支えられ、誰もが安全に、安心して日常生活を送れるようにする大切な権利や自由から構成されています。そのため、人は、あらゆる違いに関係なく、いつでも、どこでも、どんな状況においても、人間として尊重されなければなりません。」と人権の在り方について定義しており、ジェンダーについても包含しています。人権教育といっても、内容として、性的マイノリティをはじめ、子ども、女性、障がい者、高齢者、患者等、同和問題、外国人、ホームレス、犯罪被害者など多岐にわたるとともに、どれも重要なものです。P25にあるように、各教科、各領域において、これらに関する「人権教育の充実を推進」していくことが必要と考えます。	原案のとおり
2	16	P17	「情報モラル教育」1行目で「携帯電話・スマートフォンやSNS・・・」とありますが前記2項目はハードでSNSはソフトの問題として別扱いで整理する方が良いです。	P16「情報モラル教育」1行目ですが、ご指摘のとおり、分かりやすく整理するためにハードウェアという言葉を追加し記載いたしました。	修正No.1
2	17	P19	「特別支援教育」文中「児童生徒と一人ひとりの障がいの状態等」とありますが、特別支援教育の児童生徒は皆「障がい」をお持ちの方なのか。また「障がい扱い」でよいのですか。	特別支援学級の児童・生徒につきましては、「障がい」は持っておらず、特別な支援を必要としている児童・生徒と認識しています。「障がい扱い」をすることは、決してありません。ご指摘のありました、「障がいの状態等」という言葉ではなく、「特性等」という言葉に変更します。	修正No.2
2	18	P19	「古い教材・教具の中には衛生面・安全面で好ましくないもの」とはどういうことでしょうか。ICT機器の古いものは不適合・不安全であるということでしょうか。	教育委員会としましては、子どもたちがより安全に安心して活用できる視点で機器を選定しております。しかしながら、ICT機器に関しては、日進月歩で進化をしております。型が古くなると性能が落ちたり、壊れやすくなったり、劣化したりするなど、授業で十分に活用することができない機器もあります。そのため、満足の行く学習活動を展開できるよう定期的に機器の更新等をしていきます。	原案のとおり
2	19	P22	外国人講師だけでなく、各校の卒業生で大学生や社会人などに外国語の必要性やコミュニケーションできる楽しさを直接話してもらうことも良いかと思えます。	すでに社会人などを招へいし、子どもたちが講話を聴く機会を持っている学校もあります。町では順次、町内の小・中学校にコミュニティ・スクールを導入しているところであり、今後ますます保護者や地域の方々などに教育活動に参画していただく機会が増えていくものと考えています。	原案のとおり

意見者番号	意見番号	全体資料中の該当ページ	意見の要旨	町の考え方	計画への反映
3	20	その他	「計画案」に、憲法の平和主義・人権尊重の規定がどのように反映されているのかわかりません。とくに、子どもたちを再び戦争に送らないということが戦後民主主義教育の原点だったわけで、このことをまず明記すべきではないでしょうか。	多くの教育法規の根本に位置づく日本国憲法はもちろん、憲法の精神に則って制定された教育基本法は、日本の教育に関する根本的・基礎的な法律です。それらの法規に規定される内容を前提として本教育振興基本計画(案)を作成しています。	原案のとおり
3	21	その他	「計画案」全体を通して、子どもの教育に責任を持つものであれば、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の基本理念に対する考えや立場を明らかにすることがきわめて重要ではないでしょうか。	子どもの権利条約については、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた重要な条約であり、18歳未満の子どもを権利をもつ主体と位置づけ、大人と同様に一人の人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもの権利も定めていることを認識しているところです。日本もすでに批准していることから、本計画(案)全体にわたって、その内容を前提に作成しています。	原案のとおり
3	22	P25	「小学校で35人以下学級を編成する」と述べているが、35人では不十分です。また、中学校ではやらないのですか。	改正義務教育標準法が令和3年3月31日に参議院本会議で可決・成立し、同年4月1日から施行され、学級編制の標準を40人から35人に引き下げることに伴って、令和3年度にまず小学校2年生から実施し、その後は小学校3年生から毎年度1学年ずつ拡大し、令和7年度にはすべての学年で35人以下学級を実現する予定です。 また、衆参の文教科学委員会で「中学校の35人学級の検討を含め、学校の指導体制の構築に努めること」などを求める付帯決議が採択されたことも鑑み、今後の国・県の動向を注視しつつ、適時検討すべきものであると考えます。また、昨今の教員不足や教員採用試験の倍率の低下など担い手不足が顕在している中で、いかに質の高い教員を確保していくかが今後の喫緊の課題となると懸念されることから、こうした点からも丁寧な検討が必要であると考えます。	原案のとおり
3	23	その他	今次の新型コロナパンデミックは数年続くとも言われていますし、このようなパンデミックは今後も起こるともいわれています。今次の経験からどんな教訓を導き出すかも「計画案」には欠かせないのではないのでしょうか。	令和元年度末から現在にわたり、新型コロナウイルス感染症の拡大は、学校教育及び社会教育に多大な影響を与えとともに、改めて学校教育及び社会教育の意義や役割を考える機会となり、その重要性を再認識させられたところです。この歴史的な経験から得た教訓を本計画(案)に記載し、今後にも生かすことが重要であると考えます。	修正案No.3
3	24	その他	長時間過密労働で現場教職員は疲弊しています。その解消のための働き方改革こそが、いま何よりも必要です。この点について「計画案」で触れられてないのも、驚きです。	教職員の長時間勤務が指摘されているところであり、本町としても、「働き方改革」の視点から、心身共に健康を維持しつつ、情熱をもって使命と職責を遂行できる職場づくりに向けて、学校における業務の見直しを推進し、教員が本来の業務に一層専念できる体制を整える必要があると認識しているところです。そこで、すでに勤務時間外の留守番電話の設置、長期休業期間中の学校閉庁日の設定などを行うとともに、今年度途中からICカードによる教職員の出退勤把握システムを導入します。今後、教職員の勤務実態の把握を行いながら、教職員の業務の効率化や各学校における運営体制の再構築に向けた取組を進めます。 ご指摘の点については、P18「教職員の指導力と学校力の向上」の3点目でふれており、その認識のもとに計画案を策定しています。	原案のとおり

意見者 番号	意見 番号	全体資料中 の該当ページ	意見の要旨	町の考え方	計画への反映
3	25	その他	寒川町がやるべきことは、国が進めていることをそのままやることではありません。国が進めていることをやることが主となれば、地方自治の自滅ではないでしょうか。地域に暮らす子ども・保護者、地域で働く教職員の声を丁寧に聴き、その願いや悩みに寄り添い、きめ細かく温かく支えていくこと、これは地方自治でしかできないことではないでしょうか。	学校教育とりわけ義務教育は、国や社会の基礎となる国民教育としての意義と国民の教育を受ける権利の最小限の保障としての意義を有するものであることから、その実施に当たっては、国は教育の機会均等と全国的な教育水準を確保していく必要があると考えます。それと同時に、一定水準の教育を確保した上で、地域の実情に応じた教育が実現されることも必要です。基本的な枠組みや基準の設定を国が行うとしても、その具体的な実現は可能な限り市町村等の自主性に委ねられるべきと考えます。このため、制度ができる限り弾力化され、教育の直接の実施主体である市町村や学校の裁量を拡大することにより、市町村や学校が特色を出し、向上に努めるようにすることが重要です。今後も、そうした中で、子どもたちや保護者、教職員、地域の方々の実態や声を把握し、可能な限りその願いや悩みに寄り添い、温かく支えるよう努めてまいります。	原案のとおり
4	26	P27	今年6月に千葉県八街市において、複数の児童が死傷する交通事故が発生し、社会的に大きく取り沙汰された。児童生徒の生命安全を確保することも第一にすべきことであり、改めて「前期実施計画（今後の4年間）の主な施策」として記載するべきです。	千葉県八街市における複数児童が死傷した交通事故は大変痛ましい事件でした。児童生徒の生命安全を確保することは最優先事項と捉えており、各校で保護者及び関係機関と連携しながら取組を進めているところです。安全教育について、「前期実施計画の主な施策」の中で項目を立てて記載します。	修正No.4